

特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定試験実施要綱

特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟（以下「全国ラジオ体操連盟」という。）では、「特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定試験」（以下「認定試験」という。）を株式会社かんぼ生命保険、NHK、一般財団法人簡易保険加入者協会等の協力を得て、年度ごとに指定された全国の会場において次の要領で実施します。

1 全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定制度の概要

(1) 制度の趣旨

全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定制度は、ラジオ体操・みんなの体操（以下「ラジオ体操等」という。）を実践されている方々を対象に、ラジオ体操等の理論、実技、指導等について統一した基準に基づく審査を行い、ラジオ体操指導士等として認定することにより、その資質の向上と地域や職域においてラジオ体操等の一層の普及推進を図り、少子・高齢化社会における国民各層の身体機能の向上と健康の維持増進に資することを目的としています。

(2) 認定試験の実施機関等

- ア 主催 ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟 ・各地方ラジオ体操連盟
・特定非営利活動法人東京都ラジオ体操連盟
- イ 後援 ・NHK
- ウ 協力 ・株式会社かんぼ生命保険
- エ 支援 ・一般財団法人簡易保険加入者協会

(3) 全国ラジオ体操連盟の公認指導者の資格種別

ア 1級ラジオ体操指導士

ラジオ体操等の優れた技能と指導力を持って従来から継続的に普及推進活動に当たり、多方面にわたる活動を行いかつ高い実績を有し、原則として全国各地域を対象に普及推進活動ができる者

イ 2級ラジオ体操指導士

ラジオ体操等の優れた技能を持って従来から継続的に普及推進活動に当たり、かつ高い実績を有し、原則として都道府県内を対象に普及推進活動ができる者

ウ ラジオ体操指導員

ラジオ体操等の技能を有し、原則として居住している近隣地域を対象に普及推進活動ができる者

(4) 全国ラジオ体操連盟の公認指導者の役割

公認指導者は、ラジオ体操等の普及推進を図るため、それぞれの地域・職域において自主的に普及推進活動に当たるほか、全国ラジオ体操連盟等からの依頼に基づき、ラジオ体操等の各種講習会において指導者等として普及推進活動

を行います。

なお、全国ラジオ体操連盟からの依頼に基づき、1級及び2級ラジオ体操指導士が普及推進活動をしたときは、全国ラジオ体操連盟から謝礼・交通費等を支払うことができます。

2 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定試験の実施要領

(1) 認定試験の受験資格

認定試験を受けることができる方は、前年度末までに満年齢18歳以上かつ、次の要件を満たす方とします。また、当年度に下記ア又はイを受験する方は同一年度に複数会場の受験はできません。

ア 1級ラジオ体操指導士

受験年度の前々年度以前に2級ラジオ体操指導士の資格を取得し、ラジオ体操等の指導、普及推進活動を行っている者

イ 2級ラジオ体操指導士

受験申込時に既にラジオ体操指導員の資格を取得し、ラジオ体操等の普及推進活動を行っている者

ウ ラジオ体操指導員

① ラジオ体操等の普及推進に高い関心と意欲を持っている者で、公認指導者講習会(全国ラジオ体操連盟が主催するラジオ体操等春季・秋季指導者講習会のほか、全国ラジオ体操連盟の指導委員を講師とする1時間半程度のラジオ体操等指導者講習会で、事前に全国ラジオ体操連盟が公認したものをいう。以下同じ)の受講を希望する者

② ラジオ体操ジュニア・リーダー(全国ラジオ体操連盟が主催する春季・秋季指導者講習会を修了した児童・生徒(小学5年生以上の児童、中学生及び高校生をいう。以下同じ。))で、満年齢18歳に達した年度の翌年度以降に認定を希望する者

(2) ラジオ体操等春季・秋季指導者講習会

各会場において、1時間半程度のラジオ体操等春季・秋季指導者講習会を開催いたします。(状況により中止する場合があります。)

事前の申込みで受講(無料)できますが、応募者数が定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

受講申込先は全国ラジオ体操連盟事務局となります。

指導員の資格を希望される方は、本講習受付時に指導員資格認定申請書(以下「申請書」という。別添様式3)を提出してください。

なお、既に1級・2級ラジオ体操指導士及びラジオ体操指導員の資格を有している方は、申請書の提出は不要です。

また、本講習を修了した児童・生徒の方で希望される方はラジオ体操ジュニア・リーダー資格を取得する事ができます。

(3) 1級・2級ラジオ体操指導士フォローアップ研修

各会場において、1級・2級の有資格者を対象に2時間半程度のフォローアップ研修を開催いたします。(状況により中止する場合があります。)

(4) 試験日時、試験場所、申込先及び応募期間

試験日時等は全国ラジオ体操連盟ホームページに掲載します。

(5) 受験申込方法

受験しようとする方は、資格種別ごとの資格認定試験申込書(以下「試験申込書」という。別添様式1又は様式2)に所定事項を記入し、写真を添付の上、全国ラジオ体操連盟事務局に送付してください。

(注. 応募期間内必着を厳守のこと。返信用封筒は必要ありません。)

なお、試験申込書(様式1及び様式2)の用紙は、次の①又は②の方法によりご自分で作成するか、あるいは③の方法で請求することができます。

- ① 別添試験申込書(様式1又は様式2)をコピーする。
- ② 全国ラジオ体操連盟のホームページ【<https://www.radio-exercises.org/>】から印刷する。
- ③ 全国ラジオ体操連盟事務局に郵便により請求する。

＜試験申込書を郵便で請求される場合の注意事項＞

封筒の表に「試験申込書請求」と朱書し、受験を希望される資格種別ごとの試験申込書の必要枚数と送付先の郵便番号、住所、氏名を記載し、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

(6) 受験票の送付

試験申込書(様式1又は様式2)により申し込まれた受験者に対して、応募期間終了後、速やかに受験票(別紙1)を送付しますので、試験当日に試験会場の受付に提示してください。

(7) 試験内容

ア 1級ラジオ体操指導士

○実技試験……ラジオ体操(第1・第2)及びみんなの体操の実技・指導

- ①各運動のポイントを把握して実技ができるか
- ②各運動の指導上のポイントを把握し、指導ができるか
- ③対面動作における各動作の指示、指導ができるか
- ④その他1級ラジオ体操指導士として必要な要素

○筆記試験……①ラジオ体操(第1・第2)及びみんなの体操の目的、沿革、現状

- ②ラジオ体操(第1・第2)及びみんなの体操の各運動・各基本動作の目的、運動効果、指導上の留意点等
- ③ラジオ体操会等での指導、普及活動の状況

イ 2級ラジオ体操指導士

○実技試験……ラジオ体操(第1・第2)及びみんなの体操の実技・指導

- ①各運動のポイントを把握して実技ができるか
- ②各運動の指導上のポイントを把握し、指導ができるか
- ③対面動作における各動作の指示、指導ができるか

○筆記試験……①ラジオ体操(第1・第2)及びみんなの体操の目的、沿革、現状

- ②ラジオ体操(第1・第2)及びみんなの体操の各運動・各基本動作の目的、運動効果、指導上の留意点等
- ③ラジオ体操会等での指導、普及活動の状況

※ 筆記試験は、全国ラジオ体操連盟発行のテキスト「ラジオ体操・みんなの体操」の内容を主に題いたします。(テキストの購入希望は、全国ラジオ体操連盟のホームページ又は同連盟事務局への電話又はFAXにて受け付けています。)

(8) 試験当日に受験者が持参するもの等

ア 受験票及び筆記用具を持参するとともに、受付を済ませ、体操ができる服装でオリエンテーション会場へお集まりください。

(9) 合否の結果通知

試験後2か月以内に、本人に合否の結果を通知します。

(10) 認定証の交付等

ア ラジオ体操指導士の登録等

合格者で認定料を納付し登録の手続をされた方については、1級ラジオ体操指導士・2級ラジオ体操指導士又はラジオ体操指導員として登録し、1級ラジオ体操指導士又は2級ラジオ体操指導士は全国ラジオ体操連盟のホームページにて周知します。

イ 認定証、資格証明証(カード)及び認定バッジの交付

1級ラジオ体操指導士・2級ラジオ体操指導士又はラジオ体操指導員として登録された方には、認定証、資格証明証(カード)及び認定バッジを交付します。

(11) 指導士等の認定料及び納付方法等

ア 認定料

- ① 1級ラジオ体操指導士 10,000円
- ② 2級ラジオ体操指導士 5,000円
- ③ ラジオ体操指導員 2,000円

イ 更新料(3年ごとに更新)

- ① 1級ラジオ体操指導士 5,000円
- ② 2級ラジオ体操指導士 2,500円

(注.「ラジオ体操指導員」については、更新は不要です。)

ウ 納付方法・納付期限

合格の通知に併せて全国ラジオ体操連盟から送付する郵便振替払込取扱票により、合格通知の日から1か月以内に必ず納付してください。

なお、納付された認定料・更新料は、返金いたしませんのでご容赦ください。

(12) その他

ア 受験諸費用等

受験をするために要する諸費用(交通費、宿泊費、昼食代等)は、すべて自己負担とします。なお、受験料は無料です。

イ 資格の更新

1級・2級ラジオ体操指導士に登録されている方は資格取得年度から3年ごと(年度ごと)に資格更新手続きが必要となりますので、更新を希望の方は更新料をお納めください。

なお、資格を辞退される場合及び特別の事情がなく資格更新手続きがなされない場合は、1級又は2級ラジオ体操指導士の資格は失効となり、ラジオ体操指導員の資格者とさせていただきます。

附 則

第1条 この規程は、2012年6月1日から施行する。

第2条 この規程の定めは、2012年度に実施する資格認定から適用する。

附 則

第1条 この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2021年4月1日から施行する。

【NPO 法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格試験についての問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-11-2 虎ノ門平和ビル3階

NPO法人全国ラジオ体操連盟事務局

(TEL 03-3502-4791 FAX 03-3502-4704)

ホームページ: <https://www.radio-exercises.org/>